

第 5 章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を 有する者の意見の概要

第5章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

「埼玉県環境影響評価条例」第6条の規定に基づき、「和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業 環境影響評価調査計画書」の縦覧が、以下の期間行われた。

期間：平成29年2月3日（金）～平成29年3月3日（金）

場所：和光市都市整備課、埼玉県環境部環境政策課、埼玉県中央環境管理事務所、埼玉県西部環境管理事務所、さいたま市環境対策課、戸田市環境課、朝霞市まちづくり推進課、板橋区環境課、練馬区環境課の各庁舎内

「埼玉県環境影響評価条例」第7条第1項の規定に基づき、調査計画書について平成29年2月3日（金）から平成29年3月17日（金）までの期間、環境の保全の見地から意見を受け付けた。提出された1件の意見書の概要は、次のとおりである。

意見書1

- ・地盤が軟弱地であり大型車輛の通過時の振動の影響が大きいと思われるので現在住宅の存在する地点での調査地点増やしてほしい。
 - ・現在、畑、コンクリート破砕所(下新倉小学校隣)、車輛等によると思われる粉塵が多く、目視し易いものでは自家用車の表面に相当数付着している。特に西北からの風の影響が大きい。粉塵の種類を特定して欲しい。それによって今回の土地利用計画事業の影響予測を出してほしい。測定点では、概要版図 3-1 NO2とNO3の中間地点・大島公園付近も必要
 - ・今回影響調査計画書について、土地利用計画が部分的に切り取ったもので全体像が不明、特に道路の全容がわからないためどんな影響が想起されるのか予測し難い。例えば、企業用地への進出予定企業が製造・運輸となっており、大型車輛が増加すると思われるが、新設道路幅の明示がない。新設道路(和光高校からの)が中断されているが全面開通した場合を明示すべきである。道路の全通完成を推測して懸念を下記に述べます。
 - ・大型車輛の通過による、振動、排気ガス等
 - ・24時間の交通量、騒音。現在早朝・深夜は車輛の走行はほとんどない
 - ・もし吹上観音の交差点につながるとすれば、朝夕の渋滞が増加する
 - ・また、現在の通学路が分断され、かつ大型車輛の増加による学童への危険性が高まる。
 - ・今事業計画が、企業誘致と利便性の向上、水道道路の混雑解消が主目的であれば、水道道路を拡幅し、道路に沿った植樹など整備し騒音や大気汚染が軽減されるのではないか。
- よって今事業計画が、住環境に大きな影響を与えるものであり土地利用計画の見直しを要望します。例として挙げると神明道下バス停がある道路の歩道の設置などが優先課題であり地域の住環境の保全改善になる。その視点から土地利用計画を作り直してほしい。

